



歯科技工指示書の保存期間と保存責任者は？

社会歯科学研究会 日本大学歯学部 上原 任

質問：技工物を外注する際、歯科技工指示書の控えを手元に残しておくようにしていますが、この控えも歯科技工士法上の法定期間は保存しておかなければならないのでしょうか。また、歯科技工所から納品される技工物にも、納品書とともに指示書のコピーが戻ってきますが、この扱いも同様でしょうか。

■歯科技工指示書

歯科技工士法第18条で、「歯科医師又は歯科技工士は、厚生労働省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行つてはならない。」と定められています。つまり、歯科技工所に技工物を発注する場合にはどうしても歯科技工指示書が必要になります。

指示書に記載すべき事項を定めた歯科技工士法施行規則第12条では、「①患者の氏名、②設計、③作成の方法、④使用材料、⑤発行の年月日、⑥発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地、⑦当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称及び所在地」と定められています。このうち②、③、④はカルテに記載すべき事項と考えられますし、①、⑥はカルテを見ればわかりますが、これらを明確に指示する書類が指示書と考えられます。

当たり前のことなので、法律の文言に出てきませんが、指示書を記

入・発行するのは技工物を必要としている患者を担当する歯科医師で、受け取るのは歯科技工を行う歯科技工所です。歯科技工指示書は「歯科医師→歯科技工所」と受け渡される書類です。

■指示書の保存義務

歯科技工士法第19条で、「病院、診療所又は歯科技工所の管理者は、当該病院、診療所又は歯科技工所で行われた歯科技工に係る前条の指示書を、当該歯科技工が終了した日から起算して2年間、保存しなければならない。」と定められています。

「歯科医師→歯科技工所」と受け渡された指示書に基づく「歯科技工」は、外注先の歯科技工所で行われたから、その指示書の保存義務は「当該歯科技工所の管理者」にあり、発行元の診療所に歯科技工士法上の保存義務はありません。ただし、保険診療では療担規則第9条で「療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から3年間保存しなければならない」と定めており、納品書や技工指示書の控えはこれに該当すると考えられます

ので、規則に従って扱ってください。

■院内技工の場合

また、歯科技工士法第18条のただし書きには、「ただし、病院又は診療所内の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基いて行う場合は、この限りでない。」と定められており、指示書の省略が認められています。

したがって、指示書を省略できるのは、①病院または診療所内の場所で、②患者の治療を担当している歯科医師による、③直接の指示であること、の3要件をすべて満たす場合に限られますから、勤務日の関係で直接指示ができないなど、1つでも要件を満たさない場合は院内技工であっても指示書が必要になります。この場合、院内で歯科技工が行われていますから、歯科技工士法上の指示書の保存責任者は歯科技工士法第19条によって「病院、診療所の管理者」になります。

*

詳しくはヒョーロン社刊『歯科五法コンメンタール』の120～121頁をご参照ください。